

2021年10月8日

苫小牧市
市長 岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会長 日西 和 広

連合北海道苫小牧地区連合
会長 諸 橋 克 幸

2022年度の予算編成・行政運営に関する「要求と提言」

貴職におかれましては、地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

さて、日本経済は、新型コロナウイルスの全世界的感染拡大及び国内での波状的な感染拡大に伴い、経済・社会・雇用への影響は、リーマンショック以上とも指摘されています。感染拡大の収束を第一義として対策を進めるべきではありますが、政府・自治体の自粛要請による影響は多方面に及んでおり、生活困窮・事業継続危機への迅速かつ継続的な対応が求められます。

北海道は、全国を上回る早さで少子高齢化が進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小し、札幌への一極集中や若者の道外転出に歯止めが掛かっていません。道内の雇用情勢は、コロナ禍にあり、小売、飲食、観光サービスをはじめ様々な業種で厳しい状況が続いています。一方、介護や医療、農林漁業、建設などに加え自動車運転手などの業種においては、人手不足の状態が続いています。

多発・激甚化する自然災害により、防災・減災に関する様々な課題が明らかになり、感染対策を講じた上でのこれらの対応がこれまで以上に急がれます。このような様々な課題を前に、地域で住民が暮らし続けることができるよう、自治体行政の果たす役割は極めて重要となっています。

連合北海道胆振地域協議会並びに苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2022年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

記

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ① コロナ禍において、安易に雇止めしないように企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと、また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。
- ② 各総合振興局が開催する「地域雇用ネットワーク会議」に参画するとともに、良質で

安定的な雇用の確保・創出に向けて、コロナ禍における雇用・就業の実態や企業・産業状況を把握・分析するとともに、地域独自の効果的な雇用対策事業を展開すること。

- ③ 商工会議所・商工会と連携して、改正小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」を策定するとともに、BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。
- ④ 福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」や「建設キャリアアップシステム」等の活用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。
- ⑤ 国や道、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行うこと。さらに、ニートや中途退学者など若年無業者をはじめ、いわゆる就職氷河期世代（30歳半ば～40歳半ば）への就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供すること。
- ⑥ 公契約のもとで働く者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、公共サービスの質の向上や住民の安全な暮らし、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。
- ⑦ 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。

(2) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ① 冬期間の就労機会を確保するため短期就労事業を推進するとともに、生活資金貸付事業などを実施し生活の安定を図ること。また、通年雇用や労働環境改善に取り組む事業者に対して、入札参加資格の優遇措置を講ずること。
- ② 建設事業者に対して建設業退職金共済制度への加入を促すとともに、労働者への共済手帳の配布と共済証紙の貼付については、公共工事・民間工事の区別なく行われるよう事業者への指導を徹底すること。併せて建設キャリアアップシステム（CCUS）や電子申請方式の導入に伴い被共済者が不利益を被らないよう、特に下請における導入環境の整備に向けて支援すること。
- ③ 季節労働者の雇用と生活の安定を図るよう、国に対し次の制度改善を求めること。
 - イ) 雇用保険は、特例一時金を50日に復活する。
 - ロ) 通年雇用促進支援事業は、季節労働者の通年雇用化をはじめ、冬期離職者の生活保障を含む包括的な支援事業に取り組むことが出来るものとする。
 - ハ) 建退共は、掛金納付月数が24月未満の場合でも、退職金額が掛金相当額以上の水準となるよう見直す。

(3) 外国人技能実習制度の適正な運用と技能実習生の保護

- ① 技能実習生に対する新型コロナウイルス感染症にかかる情報提供については、やさしい日本語をはじめとする多言語による最新の情報提供に努めるとともに、実習実施者への周知を徹底すること。
- ② 技能実習生を含む外国人労働者および外国人労働者を雇用する事業者に対し、外国人労働者も雇用調整助成金の支給対象であることを周知するとともに、事業活動の縮小等により、やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用し、雇用を維持するよう求めること。

(4) 「北海道最低賃金」の履行確保

- ① 委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合の是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

2. 地域包括ケアシステムの構築と介護提供体制の確立

(1) 適切なサービスの提供

- ① 地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保や教育研修などの施策を強化すること。
- ② 切れ目のない医療と介護サービス提供体制の構築に向けて、感染症対策も含めて自治体・地域包括支援センターが中心となり、在宅医療、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局、訪問看護などの連携を推進するとともに、オンライン受診や周辺自治体の病院等との連携システムを構築すること。
- ③ 要介護1・2には認知症の方が多く、要介護1・2に対する介護保険サービスの地域支援事業への移管検討に当たっては、利用者がサービスを受ける権利を保障する観点からも、サービスの低下を招かないようにすること。
- ④ ヤングケアラーを含むケアラーへの支援を構築するため、自治体・要対協・医療・福祉・学校等の連携のもと、対応策を協議すること。
- ⑤ 単身者を含む要介護者の在宅生活と家族の就労生活に影響を及ぼさないよう、生活援助中心型の訪問介護サービスについて、利用回数が一定以上のケアプランを検証する際には、サービス利用者の生活実態に即して判断することとし、画一的な運用で一律に利用回数を制限しないこと。
- ⑥ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大すること。

(2) 介護職員の処遇改善と人材確保

- ① 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保とともに、介護労働のイメージの向上を進める。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。
- ② ケアマネージャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかること。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の施設への応援体制、介護職員の応援派遣など、介護崩壊しないシステムの構築に取り組むこと。

3. 生活困窮者自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 生活困窮者自立支援体制の整備と地域福祉計画の策定

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、市町村地域福祉計画を策定すること。
- ② 努力義務化された就労準備支援事業、家計相談支援事業については2021年度までの集中的な取り組み期間において、全ての市町村において両事業の完全実施を目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業などの任意事業

を積極的に実施する。また、自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計相談支援事業については、一体的な実施に積極的に取り組むこと。

(2) 「子どもの貧困」の解消

- ① 地域における子どもの生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的にいき、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。
- ② 「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充すること。
- ③ コロナ禍にあって孤立しがちな子どもたちに対し、居場所の提供や生活習慣の向上等の取り組みも含め、感染防止対策を講じて、生活困窮者自立支援制度の学習支援事業等を積極的に実施すること。

(3) 生活保護制度の充実と運営体制の改善

- ① 地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかけること。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く知らせ、申請書やパンフレットを福祉事務所や相談窓口によく設置すること。
- ③ 生活保護申請に対し行われる扶養照会は、「扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではなく、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会を行わない取扱いとしている」(2021年2月26日付社会・援護局保護課事務連絡)ことを踏まえ、最大限に柔軟かつ弾力的な運用を行うこと。

4. 安心・安全の住まいと町づくりの推進、総合的な防災・減災対策の充実

(1) 安心・安全の住まいと町づくりの推進

- ① コロナ禍における住宅支援策として、以下の取組みを行うこと。
 - イ) 行政の保有する居住施設や公的住宅の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う。
 - ロ) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住宅喪失者に無償提供する。
- ② 低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。

(2) 公共交通・生活交通の確保

- ① 「地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、鉄道を含む多様な交通モードの関係者や複数の市町村の参加による「地域公共交通計画」を策定し、住民の生活交通を維持し利便性を高めるとともに、まちづくりと一体となった地域公共交通施策の推進をはかること。また、計画策定にあたっては、交通・運輸関係の労働組合や地域住民の参画を求めること。
- ② いわゆる「ライドシェア」や脱法的に「任意の謝礼」を求める違法な白タクなど、自家用車を用いた新たな有償旅客運送事業については、既存の公共交通で保障されている利用者の安心・安全が確保されない限り、導入しないこと。

(3) 防災ネットワークの構築

- ① 「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うこと。また、平時から「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災

会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保すること。

- ② 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

(4) 災害時における要配慮者支援

- ① 高齢者、障がい者、子ども、疾患のある人、外国人などの移動手段の確保、感染症対策を含む避難計画を策定し、周囲への遠慮をせずに避難所で生活できる体制を整えるための支援を強化すること。また、外国人の防災対策に関しては、避難訓練時のアナウンスや被災時の避難場所の案内における多言語対応等、情報伝達を支援する体制を整備すること。
- ② 福祉・介護施設等における災害時の対応力を高めるため、事業継続計画（BCP）の策定・運用・見直しを支援すること。BCPの策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策も含めた内容とすること。

5. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ① 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改訂するとともに、当面、中学・高校への「35人以下学級」拡大を求める。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置に必要な予算の確保をはかるよう国に求めること。
- ② 高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、新型コロナウイルス感染症による経済的理由で就学困難な学生への学費補償を行うこと。
- ③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。
- ④ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人がもれなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにすること。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

- ① 文科省が2015(H27)年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に係る公立小学校・中学校の統廃合については、財政の論理で安易に行わず、子どもの教育への観点に加え、学校が果たす地域コミュニティの拠点としての福祉・防災などの役割も十分に考慮し、学校・保護者・地域の声を踏まえ慎重に検討すること。

以上

2021年10月8日

苫小牧市

市長 岩倉 博文 様

連合北海道苫小牧地区連合

会長 諸橋 克幸

2022年度の予算編成・行政運営に関する

「要求と提言」

はじめに

貴職におかれましては、苫小牧地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、誠心誠意御奮闘されていることに対し心より敬意を表します。

今年も、昨年に引き続き新型コロナウイルスの感染拡大が発生して、第5波においては変異型でより強力なデルタ株に置き変わり猛威をふるい、苫小牧市においては必死の感染防止対策を実行して、ワクチン接種の迅速な対応など市民の命と健康を守る最大限の取り組みをされていることに感謝を申し上げます。

過去に例をみない感染拡大は、医療従事者のみなさんや介護職員のみなさんの命と健康を守る対策をはじめとして、幼児保育・学校・外食産業・第1次産業に携わるみなさんへの対応、さらには将来を担う子供たちへの心身のケアなど経済・社会・雇用に対してますます大きな影響を与えております。

また、国が緊急事態宣言などの感染対策を発動すればするほど幅広い産業への経済状況への悪化を招く事態となっています。

北海道においては、少子高齢化が全国を上回る早さで進み、医療・福祉・教育や地域公共交通など、地域で暮らし続けるための基礎的な住民サービスが縮小しつつあります。

9月6日で胆振東部地震が発生してから3年を経過しましたが、防災・減災に関する様々な課題が明らかとなり、今後も継続して個々の課題に対応することが求められています。苫小牧地域で市民が安心して暮らし続けることができるように、自治体の果たす役割はますます重要となっています。

苫小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から連合胆振地協の「要求と提言」に合わせて苫小牧に特化した課題のみをとりまとめた「要求と提言」を提出いたします。

要請の趣旨をご理解いただき、今後の行政運営および2022年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

連合北海道苫小牧地区連合
会長 諸橋克幸

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地場産業の振興の推進

苫小牧市が策定した苫小牧都市再生コンセプトプランでは、環境と産業が共生する持続可能な都市の実現に向けて今後具体的な取り組みを進めることになると思われるが、中心市街地空洞化は喫緊の課題であり、苫小牧駅前周辺の活性化を意識した計画が重要である。

引き続き、駅前を含めた市の中心商店街及び近隣商店街の振興と空き店舗対策を推進すること。また、苫小牧市民の声を反映させた苫小牧市の将来を見据えた環境整備等を継続実施すること。

(2) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

少子高齢化は苫小牧市の健全な財政確保のためにも大きな課題になっている。コロナ禍による新たな働き方が全国的に模索されている中で、リモートによる働き方は都会の高い家賃を払うより、社員の希望する地域や出身地元で働くことができるなど働き方の見直しが検討されており、また、若者の中では、U・I・Jターン就職を希望する傾向も現れている。

市はそれらの若者が希望する職場と生活を積極的に支援するよう「魅力ある苫小牧のPR」を地域企業と連携して引き続き推進するとともに、地域の特性を活かした雇用を創出し、効果的な周知を図ること。

(3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

北海道における最低賃金は、新型コロナウイルスの影響による景気低迷で企業業績が悪化した事から昨年は16年振りの据え置き（861円）であったが、働くものの切実な訴えから昨年比28円アップの（889円）となった。

苫小牧市においては、委託・発注先の事業所における最低賃金の履行確保をはかるとともに、法違反があった場合は是正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

2. 地域中核病院の基盤整備と地域医療体制の確立

- (1) 苫小牧市立病院をはじめとする二次救急地域中核病院は、東胆振全域の地域医療を担っている。地域医療の重要性を鑑み、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、これまでどおり財政措置等の支援を講じ、医療機能の充実・専門医師の確保・医療機関の負

担の平準化などに取り組むこと。

- (2) 苫小牧市立病院がコロナ感染者の対応をするなか、通常の夜間救急対応など、民間の総合病院等に負担が掛かっている。苫小牧市内全域の医療体制を守るためにも、行政が民間医療機関の状況を把握して、各種負担軽減や医療装備等の援助など支援策の検討を行うこと。

3. 自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 自立支援と子どもの貧困対策

生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの充実は、長引くコロナ禍の中でその重要性が高まってきている。制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携させる総合窓口の設置など、更なる充実に向けて今後も強化すること。

(2) 高齢者への生活支援の充実

苫小牧市においても人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える単身高齢者も少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を更に推進すること。

4. 市民生活の安全・安心の基盤整備

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、今次避難所における新型コロナ対策など常に変化する「災害時の対策マニュアル」を策定して住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築するなかで災害時の助け合いにつなげること。

また、コロナ禍における避難所対策として、パーティション、マスク、体温計、消毒液等の備蓄など、感染拡大防止の対応を講じること。

5. 港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

- (1) 除雪についての助成制度の継続・維持と予算の向上を図ること。
- (2) 港湾労働者が安心して働ける環境を整備し、3年前の胆振東部などの大規模災害発生時における苫小牧港の港湾機能低下を最小限にするため、港湾関係者など一層の連携強化を図ること。その中で大規模災害発生を想定した苫小牧港全体での避難訓練

を実施すること。

- (3) 港湾荷役作業中の現場付近において、釣り人などの一般の立ち入りが容易な状況にあり、交通事故など大変危険な状況である。この間、港湾荷役関係者以外の立ち入りを規制するなど安全対策を講じているが、現状の把握を継続して更なる安全対策を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、港運業界においても取扱貨物量は従来に比して厳しい状況にあり、雇用などに大きな影響が生じることから、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの期間、継続して港湾施設使用料等の減免措置を講じること。

6. 対外政策について

- (1) 毎年繰り返して計画される米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものである。今後の千歳基地での訓練実施の中止を求めること。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないため、防衛局との協定を交わすこと。
- (2) 不定期に「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、苫小牧港の軍事的利用を常態化させる危険なものである。「日米地位協定第5条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことから、港湾管理者の判断・権限であることを明確にすること。また、「日米地位協定」などを理由に入港許可を求めてきた場合は、核兵器不搭載の証明を文書で求めることを国に強く働きかけること。

以 上

2021年 10月 8日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

子どもの「貧困」「教育格差」是正と教職員の「超勤・多忙化」解消を求め、憲法理念にもとづくゆたかな教育の実現をめざす要請書

連合北海道胆振地域協議会 会長 日 西 和 広

平和運動フォーラム日胆地域協議会 代表 蘇 田 昭 彦

北海道教職員組合胆振支部 支部長 伊 藤 智

【要請趣旨】

貴職におかれましては、日頃、住民の生活・福祉・教育の充実・発展のために、ご尽力されていることに深く敬意を表します。

「コロナ禍」は、学校教育にも大きな影響を与え続けており、臨時休校措置、3密回避、行事の縮小、マスク着用、アルコール等での消毒など、これまで学校生活が経験したことのない状況を生じさせています。現場教職員は、子どもの健康と安全を守ることを第一として、可能な対策を講じてきました。しかし、感染防止対策を講じる必要などから、未だに人とのかかわりを制約された生活を余儀なくされ、子どもたちはストレスを抱えています。また、こうした「コロナ禍」の対応は、現在の日本社会が子どもの人権を尊重し「最善の利益」を考えていないものであることが、一層鮮明となりました。

こうした中でも自公政権は、一部大企業や富裕層を優遇する新自由主義にもとづく経済政策をすすめ、日本国憲法の理念をないがしろにし「貧困と格差」を一層拡大させ、弱者は守られるどころかますます虐げられています。

「子どもの貧困率」は13.5%で未だ7人に1人が貧困状態にあり、とりわけ一人親世帯では48.1%と依然として厳しい状況です。また道内における就学援助率は19.10%（全国14.71%）となっており、うち生活保護世帯は2.63%と全国（1.13%）を大きく上回っています。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した世帯も多く、それに対する補償も十分ではないことから貧困に苦しむ家庭が増加していくことが想定されることから対策は急務です。

文科省・道教委は、こうした状況を何ら顧みず、世界に通用する「グローバル人材」育成を目標に掲げ、「一部のエリート養成」と「国家に従順な人づくり」をおしすすめています。このような中で、多くの子どもたちは、「全国学力調査」や高校・大学入試によって競争を煽られ、学ぶ楽しさや自己肯定感を感じられずにいます。また、多様な価値観が認められない風潮やゆとりのない生活が寛容性を失わせ、子どもたちは学校や社会に息苦しさを感じ、ゆたかな人間関係の構築が阻害されています。昨年の文科省調査によると、「いじめ」（約61万件）や「不登校」（約18万人）がいずれも過去最多の件数となりました。とりわけ中学生の「不登校」（年間30日以上欠席）は約13万人となっており、学校・教室が子どもの居場所となっておらず、子どもが追い込まれている状況は一層深刻化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちが楽しみにしていた行事などが行えなくなるなど、子どものための学校からほど遠い実態にあります。

一方、教職員も管理・統制が一層強化されるとともに、過密な教育課程や「学力向上策」の強要などによって、「過労死レベル」に達する過酷な働き方が常態化しています。こうした中でも、苦悩し助けを求めている子どもたちに寄り添い、地域や子どもの実態に即した創造的な教育活動をめざし日々尽力しています。

私たちは、こうした状況を克服するために、過酷な教職員の勤務実態の抜本的な解消をはかるとともに、子ども・地域の現実を見つめ、文科省・道教委がすすめる成果・効率を追求する差別・選別の「教育施策」を分析・検証し、道や国に対して子ども・教育の「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充などを求めるなど、平和憲法と教育の自由を守り、すべての子どもの人権を保障するゆたかな教育の実現に向けて、諸課題について十分に協議を行うなど、相互理解を深めて参りたいと考えています。

貴職には趣旨をご理解いただき、以下の事項の実現に向け努力されるとともに、関係各機関に対してはたらきかけるようお願い申し上げます。

【全道各市町村への要請事項】

子どもの「貧困」「教育格差」を是正し、教職員の「超勤・多忙化」解消を求めるとともに、憲法理念にもとづくゆたかな教育の実現に向けて、以下の点について、一層のご努力をいただくとともに、文科省や道教委などの関係各機関にはたらきかけるよう要請いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 子ども・教職員が安心して学校生活を送り、学ぶことができるよう環境整備にさらに努めること。
- (2) 教育課程の編成権は学校にあることから、画一的な判断を押しつけず学校の判断を最大限尊重すること。また、中止・延期となった行事等について、子どもに学校生活の楽しさ・喜びをとり戻す観点から、代替措置を最大限行うこと。
- (3) コロナ対策として教職員の業務が増加していることから、教育活動に専念できるよう、安全に十分配慮した労働環境の整備にさらに努めること。

2. 子どもの「貧困」・「教育格差」解消のための教育予算の大幅拡充について

- (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持・「2分の1復元」を求めること。
- (2) 高校を含めた30人以下学級の早期実現や教職員一人当たりの持ち時数減など、抜本的定数改善を求めること。
- (3) 教材・図書整備費の予算を十分に確保すること。
- (4) 高校授業料無償化に対する所得制限や朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を求め、給付型奨学金の充実など就学保障のさらなる拡充に努めること。
- (5) しょうがいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにゆたかな教育を保障するための教育条件整備を充実させるため、教育予算のさらなる拡充・確保に努めること。

3. すべての子どもを主人公としたゆたかな教育について

- (1) 憲法・「子どもの権利条約」の理念が息づく学校、子ども一人ひとりを大切に民主教育の実現に努めること。
- (2) 「子どもの権利条例(仮称)」を制定し、憲法の理念にもとづく47年制定の教育基本法の再度制定を求めること。
- (3) 「これからの高校づくりに関する指針」「公立高校配置計画」「特別支援学校配置計画」の撤回・再考を求めること。
- (4) しょうがい児をはじめLGBTsや外国につながる子どもたちなど、多様なインクルーシブ教育に向けた共生・共学の推進に努めること。
- (5) 「学習指導要領」の弾力的な扱いと、学校・教職員の裁量権を最大限尊重した子どもや地域の実態に応じた教育の推進に努めること。
- (6) 一方的な「土曜授業」は行わず、子どもを社会全体で育てる観点を堅持すること。
- (7) 懲戒などを背景にした「君が代」起立・斉唱・指導の強制を行わないこと。
- (8) 不平等・不公平な「教員免許更新制」の即時撤廃、負担軽減をはたらきかけること。
- (9) 学校における「フッ素洗口」は強制することなく慎重に扱うこと。

4. 教職員の長時間労働の是正について

- (1) 「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の廃止・抜本的見直しを含め、対策を早急に講ずること。
- (2) 教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- (3) 部活動を社会教育に移行するよう努力すること。当面部活動過熱化防止策をすべての学校で徹底すること。

5. 民主的な教育委員会制度の維持・実現について

- (1) 子ども・保護者・地域の要請や子ども・地域の実態にもとづいた教育施策を策定すること。
- (2) 法「改正」にもとづく新教育委員会制度については、政治的中立性・継続性・安定性を確保した民主的な教育委員会を維持・実現すること。

6. 道教委による現場実態を顧みない強権的な教育施策の撤廃について

- (1) 「通報制度」やそれにもとづく学校現場への管理統制を行わないこと。
- (2) 「全国学力調査」やそれにもとづく点数に特化した「学力向上策」の中止を求め、序列化・競争を煽ることにつながる「結果公表」に反対するとともに、学校現場の主体的・創造的教育活動を最大限尊重すること。

【胆振管内各市町への要請事項】

胆振管内の子どもたちが安心・安全な中で、仲間・地域・教職員とともに、成就感や多様性への理解を育むゆたかな「学び」を深め、人格の完成がはかれるよう、以下の点について、一層のご努力、ご検討をいただくとともに、教育委員会として学校現場を守り支え、充実した教育予算の編制をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、日々、子どもたちの学びを支えている学校現場より

- (1) 感染の拡大状況によって、学校現場に「抗原検査」の協力が要請される場合があるとのことですが、子ども・教職員への感染防止、安全確保が最優先だと考えます。学校での抗原検査に頼ることなく、何よりも早くに病院での検査や診断、治療等が優先されるよう、保健所、地域医療機関、保護者への理解と協力をお願いします。
- (2) マスクを外さざるを得ない「給食の時間」は「黙食」と指導がされています。当然ながら、マスクを外すこととなり、洗口液を吐き出す行為が伴う「フッ化物洗口」については、現在、中止している学校がほとんどです。これを機に、感染拡大の危険が伴う学校内での「フッ化物洗口」の実施から、希望する児童生徒は歯科医院にて塗布をしてもらったり、薬剤師(薬局)から洗口液をもらって家庭で行ったりといった方法に切り替えられないか検討をお願いします。

2. 子どもの「貧困」対策や「教育格差」を生じさせないために

- (1) 就学援助制度の対象者や費目の拡充をお願いします。コロナ禍の影響で経済的に厳しくなった家庭もありますので、臨時的な措置でも構いませんので対象者の拡充を検討いただきたいと思います。費目については、PTA 会費・生徒会費・クラブ活動費・アルバム代補助などが新たに加えられています。オンライン学習通信費も可能となったところです。また、新入学学用品費を、2月3月に支給するようになったところも増えてきています。ご検討をお願いします。
- (2) 文科省の GIGA スクール構想が前倒しですすめられ、一人一台の端末が整備されているところです。今後は非常時に家庭での活用も視野に入れて準備などがすすめられると思いますが、まずは、校内での安心・安全かつ円滑・安定した活用がはかれるよう、加えて容量や速度が学習活動に十分に応えられる通信環境の整備をお願いします。
- (3) また、家庭での活用の際には、通信環境に差が生じないような手立てを、保護者負担ではない方法での対応策をお願いします。
(今後、家庭での活用が必要となった場合に、就学援助費にオンライン学習通信費を加えることも検討いただきたい)

3. インクルーシブ教育の推進について

- (1) しょうがいのあるなしで分離・別学をすすめるのではなく、みんなが普通教室で共に学ぶことを基本とし、誰もが安心して過ごせる学校施設や教育環境の充実をお願いしたいです。そのためにも、合理的配慮やユニバーサルデザインへの変更などに対応できる予算措置、予算拡充をお願いします。
- (2) また、現場の声や児童生徒、保護者からの要請をもとに、合理的配慮としての教職員加配や介助員さんなど必要な人的配置をすすめ、共生・共学の推進をお願いします。

4. 教職員の超勤多忙化解消にむけて

- (1) 現在、各学校において方法や機器等の違いはあるものの教職員の出退勤管理が行われています。これにより時間外在校等時間が記録されるようにはなりましたが、現場は多忙を極め、休憩時間も満足にとれずにいます。文科省は、勤務時間終了後の残業時間だけでなく、業務に携わった時間(早朝・休憩・週休日での業務に要した時間)を記録することとしています。正しい勤務実態記録が、超勤多忙化解消策や法整備をすすめる大切な記録となるものですし、教職員の健康管理の上で大切なデータともなっていきます。各市町立学校の出退勤管理システムが、教職員の業務に携わっている時間を正しく記録できるよう、記録方法や機器等の改善、現場への指導と周知をお願いします。
(持ち帰り業務については時間外在校等時間ではないものの、実態がある場合に把握することとなっています)

以上